

データ集

日影による中高層建築物の制限

建築基準法第56条の2第1項の規定により指定する区域及び号は、次の表のとおりです。

対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	1.5m	(一)	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4.0m	(二)	4時間	2.5時間
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	4.0m	(二)	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)(法別表第4(ろ)欄の号イ)	1.5m	(一)	3時間	2時間

太陽位置データ

日影図作成に使用する北緯35°30'の太陽位置の参考データです。
(平塚市役所の位置の東経は139°21'です。)

季日(月日)太陽赤緯		冬至(12月23日ごろ) = -23°27'	
日出・日没時の方位角(度) (日出時刻、日没時刻)		60°74' (7:12、16:48)	
時刻 T_s (真太陽時)		方位角 A (度)	倍率 $\cot h$
午前	午後		
時分	時分	-	-
7:00	17:00	-	-
7:15	16:45	60.31°	111.28
7:30	16:30	58.09°	18.24
7:45	16:15	55.78°	10.03
8:00	16:00	53.39°	6.95
8:15	15:45	50.90°	5.35
8:30	15:30	48.31°	4.36
8:45	15:15	45.61°	3.69
9:00	15:00	42.79°	3.21
9:15	14:45	39.86°	2.86
9:30	14:30	36.80°	2.58
9:45	14:15	33.61°	2.36
10:00	14:00	30.29°	2.19
10:15	13:45	26.84°	2.05
10:30	13:30	23.28°	1.94
10:45	13:15	19.59°	1.85
11:00	13:00	15.81°	1.78
11:15	12:45	11.94°	1.73
11:30	12:30	8.00°	1.69
11:45	12:15	4.01°	1.67
12:00	12:00	0.00°	1.66